

南白亀川流域委員会規約

(名称)

第1条 本会は、南白亀川流域委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2の趣旨に基づき地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更、又は、河川整備計画に基づく河川事業の実施にあたり、地域住民、河川利用者、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、その実施過程の透明性及び事業の効率性の一層の向上に資することを目的とする。

(委員会及び委員長の職務)

第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者、地元代表者、河川利用者、流域内市町村長から構成される委員をもって組織する。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が委嘱する。

4 委員会には委員長を置き、学識経験者(河川)がその職務を行う。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職を代行する。

7 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、千葉県知事を代行し、千葉県長生地域整備センター所長が招集する。

(幹事会)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会は、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。

(作業部会)

第6条 整備計画立案後のフォローアップのために、作業部会を設置する。

2 作業部会は、幹事会構成員を中心に、流城市町村担当者及び必要に応じて学識経験者を加え組織する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を千葉県県土整備部に置く。

2 事務局の幹事として、千葉県長生地域整備センターが、委員会の運営を行う。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

(附則)

平成13年2月6日施行 平成13年7月30日改正 平成17年3月4日改正
平成18年1月26日改正

(別表)

南白亀川流域委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	
委員長	石 川 忠 晴	東京工業大学 大学院総合理工学研究科教授	学識経験者(河川)
委 員	富 谷 健 三	千葉県野鳥の会代表	学識経験者(生物)
〃	宮 本 明 宜	茂原高等学校 教諭	学識経験者(生物)
〃	行 木 一 彦	元 海匠農林振興センター所長	学識経験者(農業水利)
〃	中 村 彰 男	元 茂原市立豊岡小学校長	地元代表(茂原市)
〃	田 中 俊 雄	長生郡市広域市町村圏組合消防団第3支団長	地元代表(茂原市)
〃	大 村 敏 也	小中川をきれいにする会会長	地元代表(大網白里町)
〃	山 田 しま子	元 大網白里町婦人会長	地元代表(大網白里町)
〃	長 島 俊 之	白子町観光協会会長	地元代表(白子町)
〃	長 島 幸 孝	元 南白亀川漁業協同組合代表理事組合長	地元(河川利用者)代表(白子町)
〃	志 賀 直 温	東金市長	
〃	石 井 常 雄	茂原市長	
〃	堀 内 慶 三	大網白里町長	
〃	石 井 俊 雄	長生村長	
〃	林 和 雄	白子町長	
事務局	佐 藤 正 芳	千葉県県土整備部河川整備課長	
〃	増 岡 洋 一	千葉県県土整備部河川環境課長	
〃	関 原 正 人	千葉県長生地域整備センター所長	
〃	力 久 広 行	千葉県山武地域整備センター所長	

(別表 2)

南白亀川流域委員会 幹事会名簿 (平成 19 年度時点)

名称	氏名	所 属
幹 事	三 森 秀 男	東金市建設部土木課長
〃	森 清	茂原市都市建設部 河川課長
〃	田 口 雅 之	大網白里町建設課長
〃	古 山 誠	長生村建設課長
〃	市 川 功 典	白子町建設課長
〃	武 藤 卓 男	千葉県県土整備部河川整備課企画調整室長
	山 崎 考 一	千葉県県土整備部河川整備課河川整備室長
〃	林 茂	千葉県県土整備部河川環境課河川環境室長
〃	滝 浪 善 裕	千葉県県土整備部河川整備課企画調整室副主幹
〃	松 宮 正 紀	千葉県県土整備部河川整備課河川整備室主査
〃	林 薫	千葉県県土整備部河川環境課河川環境室副主幹
〃	上 野 義 裕	千葉県長生地域整備センター次長
〃	石 坂 元 一	千葉県長生地域整備センター調整課長
〃	加 藤 哲 夫	千葉県長生地域整備センター建設課長
〃	加 藤 利 和	山武地域整備センター次長
〃	横 山 直 示	山武地域整備センター調整課長
〃	高 澤 秀 昭	山武地域整備センター建設課長